

## 第5章 平成20年度予算における基本的考え方

### 1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、平成19年度において、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれる。平成20年度においても、こうした成長が持続することが期待される。
- ・人口減少社会下で、成長を持続させて生活の質を高めるため、「進路と戦略」で示された「新成長経済」の実現に向け、本「基本方針2007」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
- ・再びデフレに戻ることをないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基本的視点を共有する。

- ① 民需主導の持続的な成長を実現する
- ② 物価の安定を実現する
- ③ 中期的な課題と統合的な政策運営を行う
- ④ 透明性と説明責任を徹底する

このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と統合的なものとなるよう、金融政策運営において、物価の安定を確実なものとし、持続的な成長を支えていくことを期待する。

- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

### 2. 平成20年度予算の方向

平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。

#### (1) メリハリの効いた予算編成

成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とする「経済・財政一体改革」の考え方の下、上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。「第2章 成長力の強化」、「第4章 持続的で安心できる社会の実現」に述べた取組を

推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。

**(2) 予算原則に沿った規律ある財政運営**

第3章で示した予算編成の原則に沿って、規律ある財政運営を行う。各府省は、この原則を踏まえ、新規施策の予算要求に当たっては、既存施策の廃止・縮減を行う。

**(3) 中期目標との整合性についての点検**

平成20年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。

**(4) 予算におけるPDCAの強化**

厳しい財政状況の下で、予算の重点化・効率化を一層進めるため、各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。

**(5) 行政のスリム化・効率化等**

「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について、平成20年度予算に適切に反映させる。また、法令遵守等を徹底しつつ、民間活力の活用や市場化テストを推進すること等により、公共サービスの質の向上及び経費削減を図る。財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(別表)

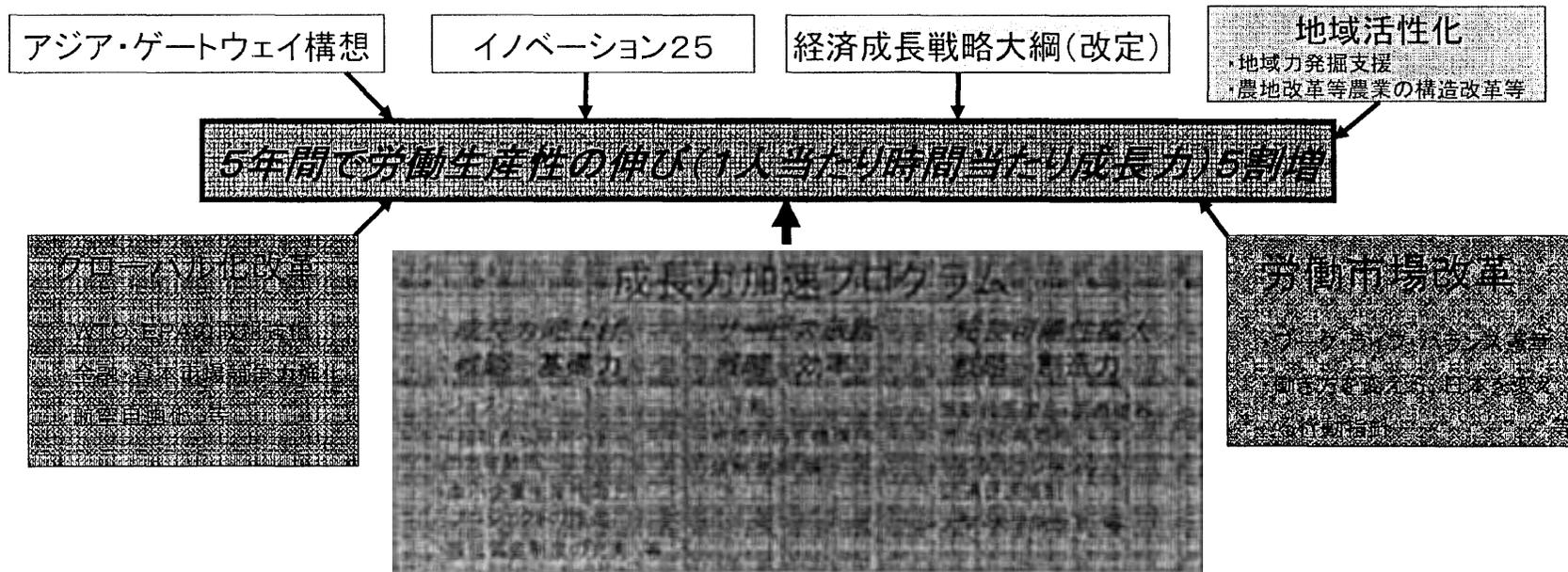
EPA工程表

| 国・地域          | 現状  | 目標  |
|---------------|---|---|
| シンガポール        | 協定本体は、2002年11月30日に発効。<br>2007年3月19日に改正議定書に署名。   | 発効済み。改正議定書の早期の発効を目指す。   |
| メキシコ          | 協定本体は、2005年4月1日に発効。<br>日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効。 | 発効済み。   |
| マレーシア         | 2006年7月13日に発効。                                  | 発効済み。   |
| フィリピン         | 2006年12月6日に国会で承認。                               | フィリピン上院の承認を得て発効する。  |
| タイ            | 2007年4月3日に署名。                                   | 2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。  |
| チリ            | 2007年3月27日に署名。                                  | 2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。  |
| ブルネイ          | 2007年6月18日に署名。                                  | 2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。  |
| インドネシア        | 2006年11月に大筋合意。                                  | 2007年中の可能な限り早期の署名を目指す。  |
| ASEAN全体       | 2005年4月に交渉開始。                                   | ASEAN側の協力を得つつ、2007年中の可能な限り早期の実質的な交渉妥結を目指す。                    |
| 韓国            | 2004年11月以来交渉中断。                                 | 交渉再開に向け、引き続き粘り強く韓国側に働きかける。                                    |
| 湾岸諸国<br>(GCC) | 2006年9月に交渉開始。                                   | 可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。                                |
| ベトナム          | 2007年1月に交渉開始。                                   | 可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。                                |
| インド           | 2007年1月に交渉開始。                                   | 交渉開始からおおむね2年間のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指す。                  |
| スイス           | 2007年5月に交渉開始。                                   | 物品の貿易のみならず、投資・サービス貿易、知的財産等、幅広い分野においてハイレベルのルール作り及び経済関係の強化を目指す。 |
| オーストラリア       | 2007年4月に交渉開始。                                   | 農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。   |

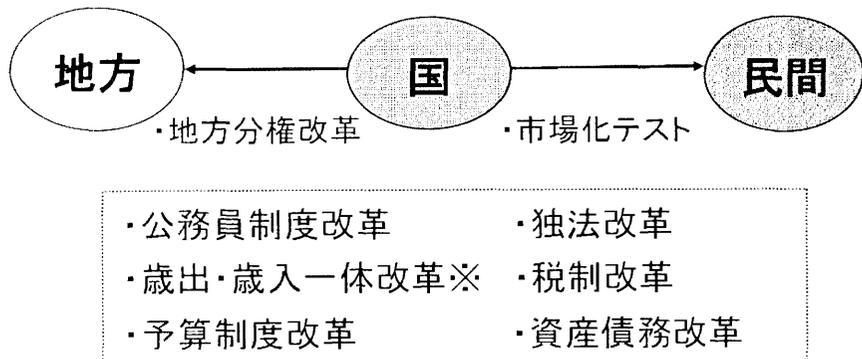
# 経済財政改革の基本方針2007について

(内閣府作成)

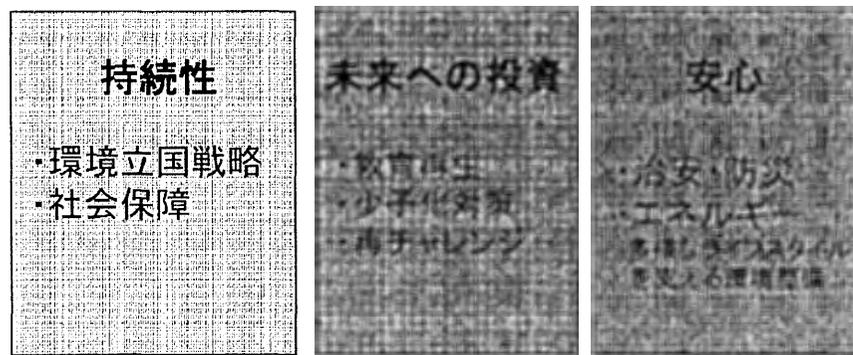
## ①人口減少下でも持続できる新しい成長の実現



## ②21世紀型行財政システムの構築



## ③持続的で安心できる社会の実現



※平成20年度予算においては、「基本方針2006」に則り、最大限の歳出削減を行う。

# 経済財政改革の基本方針 2007 のポイント

## ～「美しい国」へのシナリオ～

平成 19 年 6 月 19 日  
内閣府

経済財政改革の基本方針 2007 の特徴は、以下の3つの観点から、安倍内閣が取り組む課題の設定と改革の方向性を提示したことにある。

### 1. 人口減少下における成長の実現

人口が減少する中で成長を実現し、生活の質を高く維持するために、生産性(一人あたり時間あたりの生産性)の伸び率を5年間で5割増に

### 2. 戦後レジームからの脱却

戦後の高度経済成長を支え、現在は制度疲労を起こしているシステムを原点にさかのぼって見直し、時代の変化に対応したものにする

### 3. 新たな国家イメージ(「美しい国」)の提示

自由・規律・持続可能性という要素を兼ね備えた経済社会に向けて、新しい枠組みを構築する

## I. 成長力の強化

### 1. 成長力底上げ戦略～“基礎力”を高める

- ・「ジョブ・カード制度」(職業能力形成システム)の構築(平成 20 年度に本格実施)
- ・母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年間の具体的目標を盛り込んだ「福祉から雇用へ」推進5か年計画(年内に策定)
- ・「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進と最低賃金制度の充実(円卓会議で検討し、政労使合意を得て引き上げ)

### 2. サービス革新戦略～“効率”を高める

- ・電子商取引等の共通基盤の整備(平成 22 年度まで)など、ITによる生産性向上
- ・「ユビキタス特区」(平成 19 年度内を目途に創設)などICT産業の国際競争力強化
- ・「地域力再生機構(仮称)」の創設に向けた検討、地域密着型金融に関する監督指針の改定(平成 19 年度)、3セク等に対する市場価格に基づく適正な評価等の一体的推進
- ・「規制の集中改革プログラム」(遅くとも年内に一定の結論)
- ・「サービス産業生産性協議会」を活用し、サービス・イノベーションを促進

### 3. 成長可能性拡大戦略ーイノベーション等～“創造力”を高める

- ・革新的医薬品・医療機器創出5か年戦略(治験、薬価制度の改革等)
- ・世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備(2年以内)
- ・大学・大学院改革
  - ー国立大学法人運営費交付金改革(年度内に見直しの方向性)、競争的資金の拡充、9月入学(4月入学原則弾力化)、事務局改革等

### 4. グローバル化改革～オープンな国づくり

- ・WTOへの積極的取組。工程表に従ったEPA交渉の取組強化。日米、日EU等のEPAを将来の課題として検討し、可能な国・地域から準備
- ・「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成 19 年内を目途に策定)
  - ー取引所で総合的な品揃えの実現、銀行と証券のファイアーウォール規制の見直し等
- ・航空自由化(アジア・オープンスカイ)

－「アジア・ゲートウェイ構想」の航空自由化工程表の策定、羽田の国際チャーター便(定期的なものも含む)の推進等

## 5. 労働市場改革～複線型でフェアな働き方の実現

- ・「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定(年内)

## 6. 地域活性化～地域の活力なくして国の活力なし

- ・農地を含めた農業改革の全体像と工程表をとりまとめ(平成 19 年秋)

# Ⅱ. 21世紀型行財政システムの構築

## 1. 歳出・歳入一体改革

- ・真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針 2006」で示された5年間の歳出改革を着実かつ計画的に実施。
- ・平成 20 年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」に則り、最大限の削減を行う。
- ・「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」、「税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける」など、規律ある財政運営を行う。
- ・こうした歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。
- ・「公共投資に関する基本的考え方」(6項目)の提示、一般競争入札の拡大。
- ・社会保障について、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成 20 年度から5年間を基本、定量的な指標及び目標年次を設定)を推進。このプログラムを踏まえ、「基本方針 2006」を達成するための道筋を示す(年内)。
- ・「基本方針 2006」(2.6 兆円程度)を上回る公務員人件費の削減を目指し、改革を具体化。

## 2. 税制改革

- ・平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本改革を実現させるべく、取り組む。
- ・実現すべき6つの柱の提示

## 3. 予算制度改革

- ・「予算の全体像」の策定等を通じ、予算の戦略性、総合性を強化
- ・各年度の予算と財政健全化の中期目標との整合性を確保

## 4. 公務員制度改革

- ・各府省による再就職斡旋を禁止し、官民人材交流センターに一元化。センターは平成 20 年中に設置。一元化実施時期は、センター設置後3年以内。
- ・能力・実績主義を導入するため、能力本位の任用制度を確立
- ・「国家公務員制度改革基本法案」(仮称)を次期通常国会に提出

## 5. 独立行政法人改革

- ・全ての独立行政法人(101 法人)を対象に、民営化等を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を年内を目途に策定。

## 6. 資産債務改革

### 7. 市場化テスト

- ・東京 23 区内のハローワーク2か所における無料職業紹介について市場化テストを行う(平成 20 年度目途)

### 8. 地方分権改革

- ・地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担等について検討を進め、平成 19 年秋に中間とりまとめ
- ・補助金、交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討、地方間の税源偏在是正策、地方支分部局の抜本改革(地方への移譲・合理化)等
- ・“ふるさと納税”の検討

## Ⅲ. 持続的で安心できる社会の実現

### 1. 環境立国戦略

- ・「京都議定書目標達成計画」の見直し(平成 19 年度中)
  - －「1人1日1kg」の温室効果ガス削減を目指した国民運動(サマータイム等)
- ・「美しい星 50」に示された3提案・3 原則に基づき、リーダーシップを発揮して、平成 20 年北海道洞爺湖サミットにおいて、2013 年以降の枠組みづくりに成果

### 2. 教育再生

- ・全ての子供たちに高い学力と規範意識を身につけさせるための機会を保障
  - －授業時数の10%増等
  - －小・中・高等学校における体験活動等の実施  
(平成 19 年度中に学習指導要領などの改訂)
  - －良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系の実現  
(平成 20 年4月を目途に「教員給与特別措置法」などの改正)
- ・予算面では、第3章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な予算について財源を確保する。

### 3. 少子化対策・再チャレンジ支援

- ・有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要であると考えられる。この場合、次世代育成支援の財源については、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要がある。

### 4. 質の高い社会保障サービスの構築

- ・緊急医師確保対策の推進、「新健康フロンティア戦略」の推進、がん対策の総合的な取組み等
- ・社会保険庁の「廃止・解体6分割」と年金記録問題への迅速かつ徹底的な取組

### 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

### 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

注)本ポイントは、基本方針 2007 の説明用の資料として、内閣府の責任において便宜的に作成されるものであり、引用等については本文を参照ください。



# 経済財政改革の基本方針2007

## ～美しい国へのシナリオ～

平成19年6月19日 閣議決定



内閣府